

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」について	令和 8 年 5 月 28 日 交 通 局
1 趣旨 生活道路の安全確保のため、令和 8 年 9 月 1 日に道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第248号）が施行され、中央線等のない一般道路の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられるところ、その施行のため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第 3 号）について、所要の改正を行うもの。 2 主な内容 従前の運用を維持するため、2 千キログラム以下の車両を牽引する当該車両より 3 倍以上重い自動車について、道路標識及び道路標示により、中央線等のない一般道路において、40キロメートル毎時以下の最高速度を指定できるようにする。 3 意見公募手続の実施結果 令和 8 年 4 月 10 日（金）から令和 8 年 5 月 9 日（土）までの間、意見募集手続を実施した結果、14 件の意見が寄せられた。 4 今後の予定 公布：令和 8 年 6 月 5 日 施行：道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和 8 年 9 月 1 日）		

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	特殊詐欺に係る被害金の追跡、凍結、回復に 指向した官民協働型枠組みの運用開始について	令和 8 年 5 月 28 日 刑 事 局
1 背景 ○ 預貯金口座への送金により特殊詐欺の被害に遭った場合、被害金は、被害者が振込を行った口座（振込先口座）に留まることなく、犯罪グループにより速やかに別の口座へと移転されている実態がある。 ○ 警察では、振込先口座の凍結依頼とともに、当該口座からいずれの口座に送金されているか、金融機関に文書を郵送するなどして照会しているところ、その回答を受領するまでの間に、被害金は別の口座（被害金移転先口座）に移転されたりしていることが多く、被害回復が困難となっている。 2 官民協働型枠組みの概要 ○ 特殊詐欺の被害金の迅速な追跡を可能とし、被害の拡大防止・回復に資するため、警察庁が金融機関と協定を締結し、都道府県警察から協定締結金融機関に照会するに際して、警察庁を介してオンラインで照会を行い、協定締結金融機関は迅速に回答する官民協働型の枠組みの運用を開始するもの。 ○ 被害金移転先口座を管理する金融機関に早期に照会・凍結依頼を行うことにより、被害金の追跡・凍結・回復とともに、出し子等に係る捜査を早期に開始することで被疑者の検挙を図るもの。 3 参加行（金融機関共同コード順） ○ 株式会社みずほ銀行 ○ 株式会社三菱UFJ銀行 ○ 株式会社三井住友銀行 ○ 株式会社りそな銀行 ○ 株式会社セブン銀行 ○ 楽天銀行株式会社 ○ 株式会社イオン銀行 ○ 株式会社SBI新生銀行 ○ 株式会社ゆうちょ銀行 4 開始時期 令和 8 年 6 月 1 日から運用開始		

公 安 委 員 会	第 3 次自転車活用推進計画（案）	令 和 8 年 5 月 2 8 日
説明資料No. 3	について	交 通 局

1 自転車活用推進計画の位置付けと現状

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）は、自転車の活用による環境への負荷の軽減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

同法第9条は自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関して講ずべき必要な措置を内容とする自転車活用推進計画を定めることとしており（第2次：令和3年5月28日閣議決定）、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第3次計画の策定に向けた作業が進められている。

2 第3次自転車活用推進計画（案）の概要

(1) 目標

- ① 安全で快適な走行環境等の整備による良好な自転車利用環境の実現
- ② 自転車事故のない安全で安心な社会の実現
- ③ 自転車交通の役割拡大による良好な地域の移動環境の形成
- ④ 自転車利用促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現
- ⑤ サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域活性化

(2) 実施すべき施策（警察庁の主な関連部分）

○ 目標①関係

- ・ 自転車通行空間の計画的な整備の推進
- ・ 自転車通行空間確保の促進に向けた路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進

○ 目標②関係

- ・ 道路利用者全体の安全意識醸成
- ・ 通学時の安全確保等自転車の交通安全教育の推進
- ・ 自転車利用者に対する指導・取締りによる自転車の安全な利用の促進

3 今後の予定

5月29日 自転車活用推進本部（本部長：国土交通大臣）決定
同 日 閣議決定

公 安 委 員 会	高度なサイバーセキュリティ技術を有する	令 和 8 年 5 月 2 8 日
説明資料No. 4	民 間 人 材 の 採 用 に つ い て	サ イ バ ー 警 察 局 長 官 房

1 概要

深刻化するサイバー空間上の脅威への対応に当たり、効率的に警察組織の能力を強化するため、民間のサイバーセキュリティ関連企業において脆弱性調査業務等を行っている、特に高度なサイバーセキュリティ技術を有する民間人材を非常勤の国家公務員として新たに採用するもの。

2 採用内容

(1) 採用者

- 氏名：小河 哲之（おがわ さとし）
- 年齢：46歳
- 現職：三井物産セキュアディレクション株式会社 執行役員

(2) 勤務条件

- 採用形態：非常勤の国家公務員
- 任期：令和8年6月3日から令和9年3月31日まで
- 役職名：重大サイバー事案対策戦略官
- 給与等：指定職俸給表（8号俸）に相当する時給単価（8,747円）

に勤務時間に乗じた額及び通勤手当相当額

3 従事する業務

採用後は、サイバーセキュリティ関連情報の収集・調査分析、重大サイバー事案への対応に向けた技術的知見の提供、警察組織におけるサイバー人材の育成に関する助言等の業務に幅広く従事することを予定している。